

## 1 在留許可手数料の額の改定について（改正入管法施行令第25条第1項）

許可	申請方法	改定前の手数料
在留資格変更許可 在留期間更新許可	窓口	6,000円
	オンライン	5,500円
許可	申請方法	改定前の手数料
永住許可	窓口	10,000円



許可期間	申請方法	改定後の手数料
3月以下	窓口	10,000円
	オンライン	
3月超6月以下	窓口	18,000円
	オンライン	
6月超1年未満	窓口	25,000円
	オンライン	
1年	窓口	33,000円
	オンライン	
1年超3年未満	窓口	48,000円
	オンライン	
3年以上5年未満	窓口	64,000円
	オンライン	
5年以上	窓口	75,000円
	オンライン	
許可	申請方法	改定後の手数料
永住許可	窓口	200,000円

## 2 在留許可手数料の減額又は免除の対象者等（改正入管法施行令第25条第2項）

### ○ 減額の対象者

生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度に生活に困窮していると認められる者で、難民の認定又は補完的保護対象者の認定を受けている者その他の人道上の配慮をする必要があるもの

⇒詳細はガイドラインに記載

※在留資格の変更又は在留期間の更新の許可を受ける者であって3月超の在留期間を決定されるものについては1万円まで、永住許可を受ける者は2万円まで、それぞれ減額することができる。

### ○ 免除の対象者

- ・ 外交又は公用の在留資格への変更の許可を受ける者
- ・ 公用の在留資格をもって在留する者で、在留期間の更新の許可を受けるもの
- ・ これらに準ずるものとして法務省令で定める者

## 3 施行日

令和8年10月1日

## 参考 入管庁として今後充実強化が必要と考えている施策について

- ・ デジタル技術の活用による出入国在留管理行政のDXの推進に関する施策、難民等の適切かつ迅速な保護・支援に関する施策、「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」の強力な推進に関する施策等
- ・ 外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策に基づく、外国人が日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの創設の検討、情報発信・相談体制の強化などの外国人が日本社会に円滑に適応するための施策